

外国人観光客 誘客の支援をします

鳥取県では、自治体や民間事業者による外国人観光客誘致のための活動に対し、必要経費の一部を助成します。

＜対象となる事業者・補助対象経費・補助率・補助金上限額＞

補助事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助金上限額
外国人観光客受入環境整備事業	県内の市町村又は広域連合	①外国語表記による案内看板の作製及び設置に要する経費	1/2	100万円
	県内民間事業者 (複数の民間事業者によるグループ又は団体を含む)	②外国人観光客受入のための研修会の開催に要する経費 ③外国語案内ツールの整備に要する経費 ④音声翻訳を行うためのタブレット端末等の整備に要する経費 ※申請条件があります。 詳しくは裏面Q&Aをご確認ください。 ⑤施設案内外国語表記看板(主として施設の名称を表示する屋外看板は除く)、クレジットカード及び電子マネー対応機器等の設置等及びWi-Fi環境整備等の施設整備に要する経費 ⑥免税手続きに要する備品等購入代金、免税店であることを周知するための経費及びその他免税店開設等に要する経費 ⑦ムスリム観光客のためのお祈り環境整備等に係る経費及び食事の提供等に係る経費 ⑧両替及びモバイルサービス等の実施に係る経費 ⑨災害時における外国人観光客対応に要する経費		
外国人観光客誘致推進事業	県内民間事業者 (複数の民間事業者によるグループ又は団体を含む)	⑩海外における旅行博出展等プロモーションに要する経費 ⑪海外旅行社及びマスコミ招聘に要する経費 ⑫ケーブルテレビホームショッピング番組の放映に要する経費	1/2	50万円

※ 裏面の「鳥取県外国人観光客倍增促進補助金のQ&A」をご参照ください。

【問い合わせ先：鳥取県交流人口拡大本部観光交流局】

「外国人観光客受入環境整備事業」

>>> 観光戦略課 コーディネーター・受入環境整備担当 電話：0857-26-7239

「外国人観光客誘致推進事業」

>>> 国際観光誘客課 電話：0857-26-7236

鳥取県外国人観光客倍増促進補助金のQ & A

(Q) 鳥取県外国人観光客倍増促進補助金の基本的な考え方は？

(A) 当該補助金は、自治体や民間主体の外国人観光客誘致活動の初期投資支援を行うために制定したものです。支援を受けるためには、外国人観光客誘致に直接繋がる事業であることが必要です。それを確認するため、交付申請書の添付書類である事業計画書には、具体的な外国人観光客誘致計画として誘客を行う国・地域・客層、目標数値などを具体的に記載していただくこととしています。

補助対象経費として明記してある、研修会の開催などを単に行うだけの場合は補助対象となりません。外国人観光客誘致計画が補助対象となるための一番のポイントです。

(Q) 補助対象事業はどのようなものですか？

(A) 次の要件などに当てはまる必要があります。

①事業の計画性及び継続性がある事業であること、②新たな国・地域又は客層等を対象とした新規事業であることなど

(Q) 補助金の申請額の下限値はあるか？

(A) 1申請当たりの補助金申請額が10万円未満の場合は申請ができません。ただし、「⑥免税手続きに要する備品等購入代金、免税店であることを周知するための経費及びその他免税店開設等に要する経費」「⑩海外における旅行博出展等プロモーションに要する経費」は10万円未満でも申請可能です。

(Q) 民間事業者による団体等はどのようなものが対象か？

(A) 観光協会、旅館組合などが対象です。

(Q) 研修会の開催に要する具体的な対象経費は？

(A) 講師謝金、講師旅費、通訳料です。

(Q) 宣伝ツールの整備に要する具体的な対象経費は？

(A) 外国語表記HPの開設、外国語パンフレットの作成経費などです。

初期経費を対象としており、HPの維持管理費、パンフレットの増刷は対象外です。

(Q) 音声翻訳を行うためのタブレット端末等の整備に要する経費に係る申請条件は？

(A) 申請時点で次の①もしくは②の取組みが実施されていることが申請の条件となっています。ただし、消費税免税店舗（実際に免税品販売が対応可能な店舗に限る）を開設している事業者が消費税免税店舗に設置する目的で整備する場合、音声翻訳機能のみの機器を導入する場合、キャッシュレス決済を目的に整備する場合は①、②の条件に関わらず申請可能です。

①施設内の案内表示の多言語化 ②チラシ、パンフレット又はHPの多言語化

(Q) 免税手続きに要する備品等購入代金及び免税店であることを周知するための具体的な対象経費は？

(A) 免税店開設に伴い必要となる店内等で免税手続きに要するレジシステムの整備、机、椅子、間仕切り、パスポートリーダー等の物品購入費や免税店であることを周知するためのチラシ、ステッカー及びのぼり等の作成経費等です。

(Q) ムスリム観光客のための食事提供等に係る経費とは？

(A) 食事の提供のための食品含有物にかかる英語表記、ピクトグラム等表示整備、ハラール認証に要するコンサルタント料・認定料等及びハラール認証を受けた施設の設備改修・食器・調理器具等什器整備経費です。

(Q) 災害時における外国人観光客対応に要する経費とは？

(A) 災害時における多言語又はピクトグラムによる案内ツールの作成、外国人観光客への対応訓練、非常用電源の整備などの経費です。

(Q) 海外における旅行博出展等プロモーションに要する具体的な対象経費は？

(A) PRブース出展料、通訳料・翻訳料、渡航代金です。

(Q) 海外旅行社及びマスコミ招聘に要する具体的な対象経費は？

(A) 招聘に係る渡航代金です。

(Q) ケーブルテレビホームショッピング番組の放映に要する経費とは？

(A) 海外の番組スタッフが訪日して番組撮影及び放映に要する経費です。渡航費や県内滞在費、番組制作費用などです。

＼ これまでにこんな実施例がありました ／

○外国語表記のグルメマップ、HPの作成

○宿泊施設等における無料公衆無線LANの設置

○台湾、タイ、モスクワでの国際旅行博に出展し、観光客誘致のためのプロモーション